

鴨川市文化財保存活用地域計画について

第1章 序論

- 1 計画作成の背景と目的
- 2 計画期間
- 3 計画の位置付け
- 4 計画の評価と進行管理
- 5 計画作成の体制
- 6 計画の対象

第2章 鴨川市の概要

- 1 自然的・地理的環境
 - ・位置、地形、地質、気候、水系、植物、動物
- 2 社会的環境
 - ・人口、土地利用、交通、産業、観光

第3章 鴨川市の歴史文化

- 1 鴨川市の歴史文化の概要
 - ・旧石器時代、縄文時代、弥生時代、古墳時代、古代、中世、近世、近代、現代
- 2 鴨川市の歴史文化の特徴

第4章 鴨川市の文化財の概要

- 1 文化財の指定等の状況
- 2 未指定文化財の概要

第5章 鴨川市の文化財調査

- 1 既存調査の状況
- 2 今後の調査方針

第6章 文化財の保存活用に関する基本方針及び取組

- 1 鴨川市における文化財の課題
- 2 将来像及び基本方針
- 3 取組
- 4 推進体制

第7章 文化財の防災及び防犯

- 1 近年の被災状況
- 2 防災及び防犯に関する考え方
- 3 防災及び防犯に関する方針と取組

第8章 文化財の一体的・総合的な保存と活用

- 1 関連文化財群
- 2 文化財保存活用区域

資料編

- 1 文化財リスト
 - (1) 指定文化財等一覧
 - (2) 未指定文化財等一覧
 - ・有形文化財
 - ・無形文化財
 - ・記念物
 - ・その他
- 2 市民アンケート

1 鴨川市の歴史文化の特徴

本市の歴史文化は、清澄・嶺岡山系と両山系に挟まれた長狭平野、太平洋に面した長い海岸線といった自然環境によって生まれ、もたらされてきました。人々は気候風土に適応した生活を送ることで、この地域特有の歴史文化を形成し、代々守り受け継いできました。文字通り「長く狭い」平野を中心に暮らす人々が大地と黒潮の恵みを享受し、今に伝え語りかけてくれる歴史文化を、次のように5つの特徴にまとめることができます。

(1) 清澄・嶺岡山系と長狭平野がもたらす自然と文化

主な文化財

- ・大山千枚田
- ・主基斎田
- ・枕状溶岩
- ・後広場古墳群
- ・曾呂温泉
- ・清澄の大スギ
- ・魚見塚
- ・嶺岡層群

(2) 中世の痕跡が随所に日蓮聖人と頼朝伝説

主な文化財

- ・誕生寺、清澄寺など日蓮聖人由緒寺院
- ・小松原の法難や上人塚
- ・仁右衛門島、一戦場などの頼朝伝説

(3) 刻まれる嶺岡牧と波の伊八の記憶

主な文化財

- ・嶺岡牧、野馬土手、馬捕場跡
- ・牧士
- ・牛洗いの行事
- ・武志伊八郎信由の彫刻
- ・近代酪農発祥の地

(4) 長狭地域の信仰と伝統

主な文化財

- ・大浦の担ぎ屋台巡行
- ・吉保八幡のやぶさめ
- ・和泉の三役
- ・式年鳥居木曳
- ・九頭竜様
- ・万祝い

(5) 黒潮の恵みがもたらす食文化

主な文化財

- ・房州ひじき
- ・さんが焼
- ・太巻き寿司
- ・ハバノリ
- ・チッコカタメターノ
- ・イセエビ
- ・キンメダイ

2 計画の対象

本計画において対象とする文化財は、文化財保護法に定義される有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6つの類型と、埋蔵文化財、文化財の伝統的な保存技術とします。

また、文化財保護法に規定によって指定されていない未指定の文化財、本市の歴史文化を受け継いでいくうえで欠くことのできない地域の伝統行事、民話、方言などの人々の活動や、眺望や鉱泉といった豊かな自然環境なども含むものとします。

鴨川市の文化財

文化財保護法の規定による文化財

- ・有形文化財
- ・民俗文化財
- ・文化的景観
- ・埋蔵文化財
- ・文化財の伝統的な保存技術
- ・無形文化財
- ・記念物
- ・伝統的建造物群



鴨川市独自の文化財

- ・郷土の偉人
- ・寺院・神社
- ・石造物
- ・工芸
- ・民話
- ・記念物（森、滝、渚、山、島、木、池、岩、景勝地）
- ・眺望
- ・祭礼、伝統行事
- ・神仏像
- ・地名
- ・方言
- ・食文化

3 鴨川市における文化財の課題

本市におけるこれまでの文化財行政の取組から問題点や不十分な点が確認されています。

また、市民アンケートの意見においても、文化財の現状の改善や広報などの発信力不足について指摘があります。これらを文化財の課題と捉え、次のように整理します。

(1) 保存に関する現状と課題

- ・文化財の現状の把握
- ・文化財所有者及び保存団体の高齢化
- ・維持管理の負担の増大
- ・担い手や後継者の不足
- ・盗難や自然災害への対処
- ・専門人材の育成
- ・文化財調査の充実
- ・文化財担当部署の体制整備

(市民アンケートから)

- ・文化財のデジタル化
- ・保存費用への助成金

(2) 活用に関する現状と課題

- ・学校教育との連携
- ・文化財の公開と活用
- ・観光振興や地域活性化への活用
- ・郷土資料館の活動
- ・データベース化
- ・関係団体との連携

(市民アンケートから)

- ・周知や広報の充実
- ・保存費用のクラウドファンディングの活用

4 将来像及び基本方針

本計画は、文化財保護法第 183 条の 3 に基づき、千葉県文化財保存活用大綱を勘案して作成するもので、上位計画である第 2 次鴨川市基本構想や鴨川市第 4 次 5 か年計画、鴨川市教育振興計画（第 3 期）との整合を図ることとします。

(1) 第 2 次鴨川市基本構想（平成 28 年度～令和 7 年度）

鴨川市第 4 次 5 か年計画（令和 3 年度～令和 7 年度・後期基本計画）

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
基本構想	<p style="text-align: center;">基本構想 平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間</p>									
基本計画	<p style="text-align: center;">第 3 次 5 か年計画 平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間</p>					<p style="text-align: center;">第 4 次 5 か年計画 令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間</p>				

将来都市像

活力あふれる健やか交流のまち鴨川

～みんなが集い 守り育む 安らぎのふるさと～

基本理念

- 1 「交流」のまちづくり
- 2 「元気」のまちづくり
- 3 「環境」のまちづくり
- 4 「協働」のまちづくり
- 5 「安心」のまちづくり

基本方針（施策の大綱）

基本方針 1：快適で暮らしやすい交流拠点のまち

基本方針 2：環境と調和した安心・安全のまち

基本方針 3：活気あふれ人が集う産業のまち

基本方針 4：ともに学び未来を育む教育文化のまち

4-1 学校教育の充実

4-2 生涯学習の充実

4-3 青少年の健全育成

4-4 文化の振興

4-5 スポーツの振興

4-6 国際交流・地域間交流の推進

基本方針 5：一人ひとりがいきいきとした健康福祉のまち

基本方針 6：みんなが主役となる協働・自立のまち

(2) 鴨川市教育振興計画（第3期 令和3年度～令和7年度）

教育振興の基本方針

ともに学び未来を育む教育文化のまち
～一人ひとり、みんなが輝く鴨川教育～

施策分野と基本目標

IV 文化振興

鴨川ならではの文化・芸術の振興と活用

施策と事業

IV-1 文化・芸術の振興

(1) 文化・芸術の振興

IV-2 文化施設の充実

(1) 文化活動の拠点施設の整備・活用

IV-3 歴史・文化の保全と活用

(1) 指定文化財保護活動の支援と適切な保護の推進

(2) 市史の編さん、史・資料調査と保存・活用

(3) 地域の歴史・文化資源の周知と有効活用

(3) 鴨川市が目指す文化財の「将来像」(及び「基本理念」(目指すべき姿))

心豊かな未来を紡ぐ鴨川の文化財

本市の歴史文化は、かつて当地に居住していた人々の活動の成果であり、営まれてきた生活そのものです。つまり、暮らしや経験から得られた知識や知恵の蓄積により、この地域に固有の歴史文化が生み出されてきたものといえます。

この先人の築いた歴史文化が、文化財であり、郷土であり、未来でもあります。

国民共有の財産である文化財は、今を生きる我々だけのものではなく、次世代に受け継いでいくことが必要であり、我々に課せられた使命でもあります。この使命を達成するため、市民、地域、行政がともに手を取り、文化財を守り、未来へ受け継ぐことが地域の発展と豊かな市民の心が育まれる力になるものと考えます。本市の将来像の達成を目指し、それぞれの立場での取り組みを推進します。

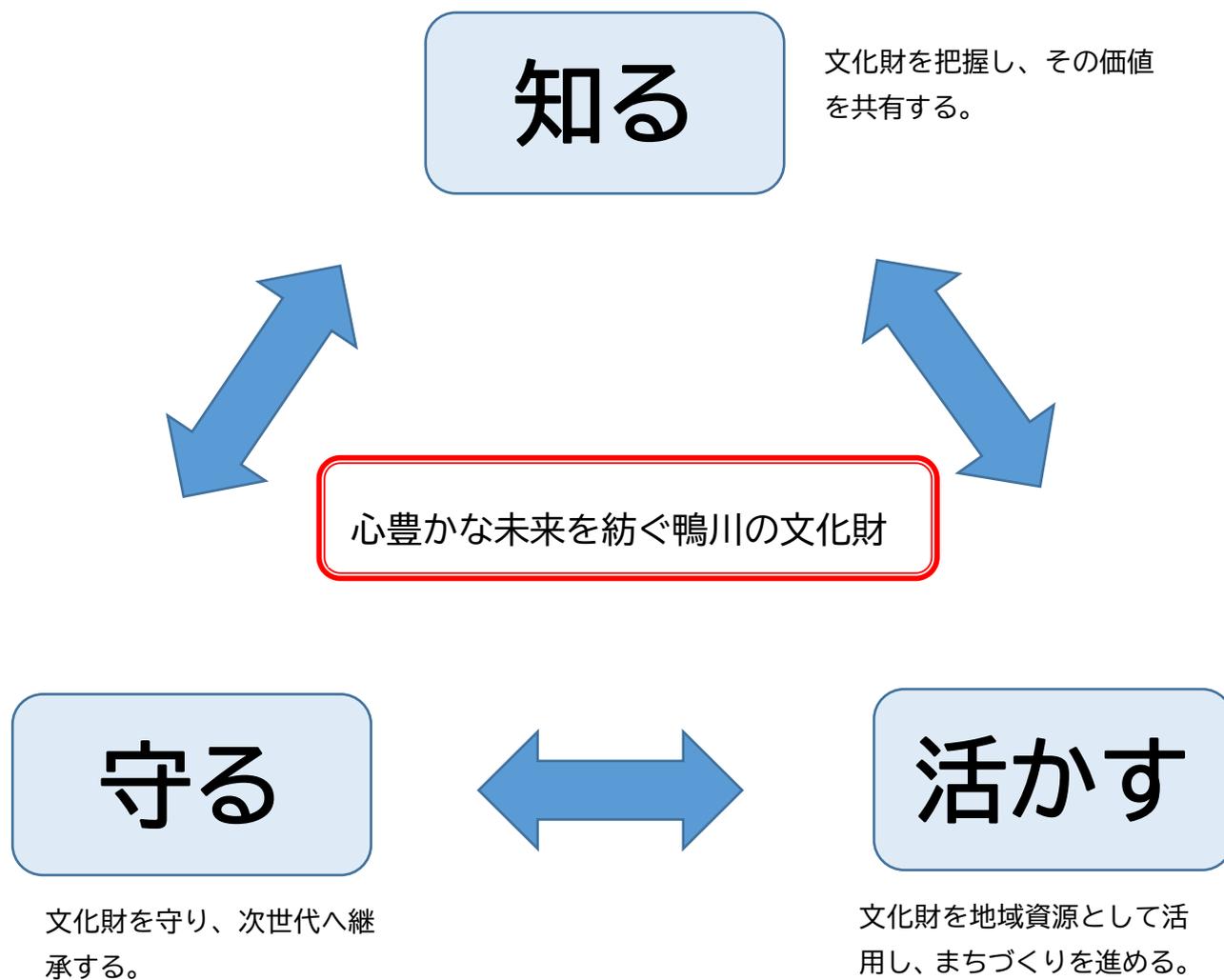
(4) 基本方針

上記の将来像を達成するため、次の3つの基本方針に基づき、文化財の保存活用を推進します。

基本方針1「知る」 キーワード：把握 共有 関心 学習

基本方針2「守る」 キーワード：保存 継承 管理 地域

基本方針3「活かす」 キーワード：活用 資源 評価 教育



5 取組

本市の将来像を達成するため、前出の3つの基本方針に基づき、本計画期間に実施する取組みは次のとおりです。

【基本方針1 知る】

(1) 把握に関する取組

取組	概要	主体	実施時期
文化財調査の実施	各種文化財の調査方法及び調査時期の検討を進めます。	市	R7～R11

(2) 共有に関する取組

取組	概要	主体	実施時期
情報発信事業	広報誌や SNS を活用し、市内外への情報発信に努めます。	市	R7～R11
デジタルデータの作成及び公開	収蔵資料や文化財のデジタル化を推進し、情報公開に努めます。	市	R7～R11

【基本方針2 守る】

(1) 継承に関する取組

取組	概要	主体	実施時期
後継者の育成	文化財所有者や保存団体との連携により、次世代の担い手の育成を促進します。	所有者・保存団体、市	R7～R11

(2) 管理に関する取組

取組	概要	主体	実施時期
ボランティアの育成	文化財調査や文化財の管理を行うボランティアを育成します。	市民、市	R7～R11

【基本方針3 活かす】

活用に関する取組

取組	概要	主体	実施時期
観光事業	商工関係団体や観光関係団体と連携し、新たな周遊コースを設定します。	市民、所有者、市	R7～R11
生涯学習活動連携事業	郷土資料館や公民館における文化財講座の開催や、小中学校の出前授業を行います。	市	R7～R11